

改正

平成26年9月19日条例第24号

平成28年3月10日条例第15号

平成29年3月8日条例第4号

豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 指定管理者（第4条－第10条）

第3章 海浜公園等の管理

第1節 管理総則（第11条－第21条）

第2節 海水浴場（第22条－第24条）

第3節 利用料金（第25条－第28条）

第4章 雑則（第29条・第30条）

第5章 罰則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 野外のレクリエーション活動等をとおして、市民の健康及び福祉の増進並びに観光の振興を図るため、豊崎海浜公園（以下「海浜公園」という。）及び豊崎海水浴場（以下「海水浴場」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）海浜公園 次条第1項第2号に規定する区域をいう。
- （2）海水浴場 市長が、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）の規定により海水浴場として通知した海域及びこれに接続する海浜をいう。
- （3）海浜公園等 海浜公園及び前号の海域をいう。
- （4）遊泳区域 海水浴場のうち遊泳可能な水域として旗、浮標等をもって区画された水域をいう。

う。

(5) 船舶 水上輸送の用に供する船舟類をいう。

(名称及び位置)

第3条 海浜公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 豊崎海浜公園

(2) 位置 豊見城市字豊崎5番地1

2 海水浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 豊崎美らSUNビーチ

(2) 位置 豊見城市字豊崎6番及び6番地先

第2章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に海浜公園等の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第15条第1項の行為の許可及び第17条第1項の利用許可に関する業務

(2) 海浜公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収及び還付に関する業務

(3) 海浜公園等並びにその施設及び附属設備の維持管理に関する業務

(4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、海浜公園等の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから、最も適切に海浜公園等の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が海浜公園等の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った海浜公園等の管理を安定して行う能力を有するものであること。
 - (4) その他第1条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。
- (事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 海浜公園等の管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 利用料金の収入の実績
 - (3) 海浜公園等の管理に係る経費の収支状況
 - (4) その他指定管理者による海浜公園等の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
- (秘密保持義務)

第10条 指定管理者又は海浜公園等の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成14年豊見城市条例第35号）第44条第1項又は第46条の規定により、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう配慮するとともに、海浜公園等の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

第3章 海浜公園等の管理

第1節 管理総則

(開園日等)

第11条 海浜公園は毎日開園する。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休園日を定めることができる。

2 海浜公園の開園時間は、6時から22時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

(公園施設の利用期間等)

第12条 海浜公園の施設の利用期間及び利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得てこれらを変更することができる。

2 庭球場の休場日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

(2) 特別の事由により市長が休場を必要と認めた日

(利用の禁止又は制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、海浜公園等を保全し、又は海浜公園等を利用するもの（以下「利用者」という。）の危険を防止するため、海浜公園等の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 海浜公園等の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき。

(2) 海浜公園等に関する工事のためやむを得ないと認めるとき。

(3) 強風注意報、波浪注意報、津波注意報等が発令されたとき。

(4) その他利用上の危険及び管理上の支障があると判断したとき。

(行為の禁止)

第14条 海浜公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項の許可（許可の変更を含む。）に係るものについては、この限りでない。

(1) 海浜公園を汚損し、又は毀損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。

(8) 許可なく、船舶、サーフボード、セールボードその他これらに類するものをとめておくこと。

(9) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊戯をすること。

(10) 海浜公園をその用途外に使用すること。

(11) その他海浜公園の管理上支障があると認められること。

(行為の許可)

第15条 海浜公園において、次に掲げる行為をしようとするものは、指定管理者に申請し、当該行為に係る指定管理者の許可（以下「行為の許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 豊見城市公園条例（昭和60年豊見城村条例第20号。以下「公園条例」という。）第2条第1項各号に規定する行為
- (2) 専ら水域利用目的（遊泳目的を除く。）で海浜公園を利用する行為
- (3) バーベキュー等のために火気を使用する行為
- (4) その他指定管理者が指定する行為

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が利用者の海浜公園等の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り前項の許可を与えることができる。ただし、公園条例第2条第4項各号のいずれかに該当する者には、海浜公園の利用を許可しないものとする。

3 指定管理者は、第1項の許可に海浜公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。
(有料公園施設)

第16条 海浜公園の施設のうち、有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第2のとおりとする。

(有料公園施設の利用許可)

第17条 有料公園施設を利用しようとするものは、その利用に係る指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。利用許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、コインシャワー及びコインロッカーについては、第25条の規定による利用料金の支払をもって、利用許可を受けたものとみなす。

(許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行為の許可若しくは利用許可（これらの変更を含む。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは海浜公園からの退去を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が許可を受けた利用の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段によって許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 第14条各号に該当するとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(7) その他海浜公園等の管理上支障があると認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第19条 利用者は、海浜公園の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、海浜公園又はその施設若しくは附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、海浜公園の利用が終わったとき、又は第18条の規定による命令等をされたときは、その利用した海浜公園又はその施設若しくは附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第21条 指定管理者又は利用者は、その責めに帰すべき理由により海浜公園又はその施設、附属設備若しくは器具等を汚損若しくはき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

第2節 海水浴場

(遊泳期間等)

第22条 遊泳区域の遊泳期間及び遊泳時間は別表第3のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(海水浴場の利用上の遵守事項)

第23条 何人も、海水浴場の利用に関し、規則で定める事項を守らなければならない。

(船舶等への制限)

第24条 何人も海水浴場での船舶、サーフボード、セールボードその他これらに類するものの航行又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 遊泳区域内で航行すること。

(2) 他の船舶、サーフボード、セールボードその他これらに類するものを航行し、若しくは使用するもの又は利用者に対し、危害を与え、又はそのおそれのある行為をすること。

第3節 利用料金

(利用料金)

第25条 行為の許可又は利用許可を受けようとするものは、行為の許可又は利用許可を受ける際に指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者が認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、行為の許可に係るものについては別表第4、利用許可に係るものについては別表第2にそれぞれ掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第26条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除する。

(利用料金の不還付)

第27条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の収入)

第28条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第4章 雑則

(公園条例との関係)

第29条 海浜公園の管理及び運営については、この条例に定めるもののほか、公園条例の定めるところによる。

(規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第14条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第18条の規定による指定管理者の命令に違反した者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、その法人又は人に対して前条の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、条例の施行前においても行うことができる。

(豊見城市公園条例の一部改正)

- 3 豊見城市公園条例（昭和60年豊見城村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

別表第3の4の表を削る。

附 則（平成26年9月19日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月10日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

施設名		利用期間	利用時間
コインシャワー	屋内	9月～6月	9時～19時
		7月及び8月	9時～20時
	屋外	通年	6時～22時
コインロッカー		9月～6月	9時～19時
		7月及び8月	9時～20時
ビーチサッカーコート		4月～9月	7時～19時
		10月～3月	7時～18時
ビーチバレーコート		4月～9月	7時～19時
		10月～3月	7時～18時
バスケットコート		4月～9月	7時～19時
		10月～3月	7時～18時

屋外ステージ	通年	6時～22時
学習室	通年	6時～22時
庭球場及び庭球場管理棟	通年	9時～22時
その他	通年	6時～22時

別表第2（第16条、第25条関係）

1 庭球場

ア 専用使用料

利用の目的	利用の区分	使用料（2面）			左に掲げる時間以外の時間（1時間につき）
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	
専用利用（庭球の競技及び練習に専用する。）	市内諸団体等	5,000円	5,000円	10,000円	1,500円
	上記団体等以外のもの	12,000円	12,000円	24,000円	3,500円

イ 個人使用料

1面1時間当たり

利用の目的	利用の区分	9時～17時	左に掲げる時間以外の時間
個人利用（庭球の練習に利用する。）	市内の小、中、高校生	250円	300円
	市内の一般、学生	500円	600円
	市外の小、中、高校生	500円	600円
	市外の一般、学生	1,000円	1,200円

ウ 施設の使用料

1面1時間当たり

区分	使用料
屋外照明	600円

2 その他の施設

施設名	利用料金

コインシャワー	1回につき 100円	
コインロッカー	1回につき 200円	
ビーチサッカーコート	1コート1時間につき 700円	
ビーチバレーコート	1コート1時間につき 700円	
バスケットコート	1コート1時間につき 700円	
屋外ステージ	1時間につき 500円	
学習室又は庭球場管理棟	庭球場管理棟を除く。	6時～9時の間の利用1回につき 2,000円
		9時～13時の間の利用1回につき 3,000円
		13時～17時の間の利用1回につき 3,000円
		17時～22時の間の利用1回につき 5,000円

備考 商業宣伝、営利又はこれに類する行為を目的として有料公園施設（コインシャワー及びコインロッカーを除く。）を利用する場合は、利用料金に10を乗じた額とする。

別表第3（第22条関係）

遊泳期間	遊泳時間
4月～6月、9月及び10月	9時～18時
7月及び8月	9時～19時

別表第4（第25条関係）

区分	単位	時間	利用料金
行商その他これに類する行為をする場合		1日以内	200円
業として写真を撮影する場合	撮影業（写真機）1台	1日	500円
業として映画を撮影する場合	1件	1日	2,000円
興業、出店その他これに類する営業行為をする場合	1平方メートル	1日	20円
撮影会その他これに類する行為をする場合	1件	1日	1,000円
運動会、集会その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	午前 6時～9時	1円

		午前 9時～13時	1円
		午後 13時～17時	1円
		夜間 17時～22時	2円
		昼間 6時～17時	3円
		昼夜間 13時～22時	3円
		全日 6時～22時	5円
展示会その他これに類する行為をする場合	1平方メートル	午前 6時～9時	1円
		午前 9時～13時	2円
		午後 13時～17時	2円
		夜間 17時～22時	4円
		昼間 6時～17時	5円
		昼夜間 13時～22時	6円
		全日 6時～22時	9円